

掲示文書一覧(市長分)

令和8年2月5日

種別	番号	題　名	主　管　課
告示	33	指定自立支援医療機関の指定の更新について	障害福祉課
告示	34	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について	環境政策室
告示	35	放置自転車等の移送及び保管について	道路総務課
公告	41	収容動物の公示について	動物管理センター

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 33 号

令和 8 年 2 月 5 日

姫路市長 清元秀泰

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、同法第54条第2項の指定自立支援医療機関について下記のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示する。

記

指定更新する医療機関名、自立支援医療の種類及び年月日

医療機関名	自立支援医療の種類	指定更新年月日
かもめ薬局 北原店	育成医療・更生医療（薬局）	令和8年（2026）年1月1日
ゴダイ薬局 小坂店	育成医療・更生医療（薬局）	令和8年（2026）年1月1日
十字堂薬局 かも店	育成医療・更生医療（薬局）	令和8年（2026）年1月1日
ぼうしや調剤薬局 大津店	育成医療・更生医療（薬局）	令和8年（2026）年1月1日

姫路市告示第 34 号
令和 8 年 2 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、告示の日から3週間、姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目1番地）において縦覧に供する。

記

申請の概要

(1) 申請者

姫路市網干区興浜992番地1
株式会社日本触媒 姫路製造所
執行役員所長 岡崎 和人

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

姫路市網干区興浜992番地1
株式会社日本触媒 姫路製造所

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設		新設		
種類	第 46 号イ 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設		第 37 号ロ 前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する分離施設		
台数	1 基		1 基		
能力	320 m ³ /h		11,509.9 kg/h		
工事着手予定年月日	-		令和 8 年 3 月 16 日		
工事完成予定年月日	-		令和 8 年 3 月 16 日		
使用開始予定年月日	許可後		令和 8 年 3 月 16 日		
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要	0:00～24:00 24 時間		0:00～24:00 24 時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大
	汚水量 (m ³ /日)	17.0	17.0	1.7	1.7
	p H	14	14	-	-
	B O D (mg/L)	-	-	-	-
	C O D (mg/L)	100	100	70,000	70,000
	S S (mg/L)	<1	<1	<1	<1
	T - N (mg/L)	-	-	-	-
	T - P (mg/L)	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

姫路市告示第 35 号
令和 8 年 2 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

放置自転車等の移送及び保管について

姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和 63 年姫路市条例第 3 号）第 11 条及び第 12 条の規定により、自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を移送し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和 63 年姫路市規則第 45 号）第 5 条に定める事項を告示する。

記

1 移送した理由

放置禁止区域内に放置されていたため、放置準禁止区域内において放置を禁止されている時間内に放置されていたため又は放置禁止区域若しくは放置準禁止区域以外の区域（以下「その他区域」という。）に放置されており、市長が良好な生活環境が確保されないと認めたため。

2 移送日等

移 送 日	放 置 場 所	移 送 台 数 (台)		
		自 転 車	原 付	計
令和 8 年（2026 年） 1 月 4 日（日）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	12	0	12
1 月 6 日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
1 月 7 日（水）	姫路駅周辺等放置禁止区域	9	0	9
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	0	0	0
1 月 9 日（金）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
1 月 10 日（土）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
1 月 13 日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
1月 14日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	5	0	5
1月 17日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0
1月 20日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	5	0	5
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
1月 21日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
1月 22日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
1月 23日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	1	0	1
1月 24日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0
1月 25日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
1月 27日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
1月 28日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
1月 31日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	0	0	0

3 保管期間

移送後 60 日

4 保管場所

姫路市南条三丁目（姫路バイパス高架下）

電話 288-4720

5 返還時間

保管期間中（月曜日、12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後6時まで

6 返還を受けるための必要事項

(1) 鍵及び住所氏名を明らかにできるものを持参すること。

(2) 移送保管料として自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき5,000円を納入すること（その他区域から移送したものについては不要）。

7 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課 電話 221-2608

姫路市公告第 41 号
令和 8 年 2 月 5 日

姫路市長 清元秀泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和 8 年 1 月 31 日	姫路市飾磨区細江	猫	ミックス	不明	サバトラ	大	首輪なし	口腔内出血、眼球突出	姫路動物病院

- 1 公示期間は、令和 8 年 2 月 5 日から同月 7 日までとします。
- 2 公示期間満了後 1 日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町 1451 番地 3 姫路市動物管理センター 電話番号 (281) 9741